

花園法皇と禪

——特にその時代的背景——

鎌 田 禪 商

花園天皇(一九五七—二〇〇八)・御在位(一九六八—一九七八)が、わが國中世の精神文化史上に、偉大かつ特異なる御地位を占められてゐることは、已に諸家の認むるところであるが、われわれは、特にその御讓位(一九七八・文保二年二月二十六日)後に於ける禪的御修行の事實に對して、その御芳躅を辿り、同時に當時の時代的背景の一端を探つて見たいと思ふ。

花園上皇(一九七八—一九九五)が初めて禪佛敎に觸られたのは、元應二年(一九八〇)四月二十八日のことである。(「入夜資朝參。相具禪僧一人參。隱遁之者也。而有得法之聞。仍召之。相談終夜及天明。其宗之爲體。誠思量之所及。可謂猶龍者歟。可仰可信也。」)(花園院天皇宸記)。かの正中の變(一九八四)の盟主として、鎌倉武士の心膽を寒からしめた公卿中の第一人者であり、上皇をして「興諸人談未稱旨。今始逢知意」と、絶讃の聲を放たしめたる彼れ日野資朝の連行せる禪僧とは、實に

妙曉上人（後の月林道皎）であつた。彼れ、時に二十八歳の青年禪僧、上皇御年まさに二十五歳に在はしたのである。

これより以後、上皇には妙曉について只管に己事究明に御精進あり、こゝに初めて、それまでの他力信仰から禪への飛躍を見ることが出来たのである。翌元亨元年（一九八一）八月には「禪法の事、幼少より仰信す。然り而して善知識に遇はず。徒に年序を送る。此の上人に遇ひ始めて信受行道す。」（原漢文、以下同じ）と歡喜の聲を放たれ、更に八月十九日の條には、「佛法の高妙、心地の極理、只だ禪門の正宗に在り。餘の大小乗の宗義都て及ぶべからざるものなり。予殊に思を玄旨に繋げ、造次顛沛、是に於て徐に發明する所あり。尤も歡喜する所なり。衣裏の明珠求めずして自ら得たり。喜ぶべし。喜ぶべし。」と、その所懐を述べられてゐる。同年十二月十一日には、妙曉について碧巖錄第一を讀み給ひ、大いに法門を談ぜられたが、妙曉は間もなく、大陸の禪に觸れんとして遂に元に航することとなり、お別れの御挨拶に參内、時に上皇は「當世無雙なる明昭の宗師」として、妙曉の渡元を惜まれ、この後の再會も期し難しとして、密々に受衣の儀あらせられた。これ十二月二十五日のことである。（「今夜妙曉上人參。密密受業。明後日可下向鎮西。即可渡唐之故也。此上人明昭宗師也。當世無雙。朕殊歸仰之。此間連連談宗旨。裏書受衣事。先例不審。然而此聖人。於今者殆不知再會之期。歸依之符契不可不見。仍密々有此義。旁以可有謗難歟。仍殊所隱密

也。於此宗者。不可得而稱者也。誰敢同。然近代諸宗都不達深義。可悲事也。於此宗者獨有頓證義。可貴事也。』。その翌日、上皇は妙曉に宸翰を賜はり、「昨夜受業の儀、感悅極まりなく、縦へ萬里の波濤を隔つるとも同風なり、後日必ず國師號を下すべきも、當時自專の許されざるを恨む」との、優渥なる御思召を垂れさせられてゐる。

かくして、日増しに深められて行く禪への御關心は寤寐だにも消ゆることなく、専ら御修行に御精進あらせられたが、胸中なほ未穩在なるものありしにや、翌年三月十日の朝、夢に傳教、弘法の兩大師に相見あり、殊に弘法大師に禪體驗を語られ、その印可を乞はれたが、大師の分明なる御返事なきまゝに夢覺めた。これ眞實猶ほ脚跟未だ地に點ぜざる證據なりと自覺せられて、こゝに一段とその御精進に拍車を加へられたのである。〔今朝夢中謁傳教弘法兩大師。就中與弘法談法文。甚以分明。盛求法之志故歎。……裏書 夢中所說禪宗也。向大師乞印可。無分明返事。覺後思之。已乞印可。豈謂到無疑哉。大師無返事有謂哉。是眞實猶脚跟未點地之間。夢中有此事也。可悲可悲。〕かゝる間に、上皇は宗峯妙超に參禪の因縁を得られることゝなつた。而して、元亨二年三月十日までは、未だ上皇と妙超との間に何等の因縁なきものと斷定して差支へないと思ふ。われわれは、その翌元亨三年五月二十三日の條に、初めて「逢妙超上人。談話如先々」との御記事を發見するのであるが、こゝに「先々の如し」とあることから明かであるやうに、已にこれ以前に於て、

妙超との因縁が結ばれてゐたことは、もはや疑問の餘地なく、又、弘法との夢中相見の日時以前に於ては、その因縁關係なきものとすれば、元亨二年三月十日から翌三年五月二十三日までの間に於て、上皇と妙超との結縁がなされたものと断定せざるを得ないのである。

かくして、上皇と妙超との交渉は續けられ、上皇の禪の御修行も次第に深められて行つた。元亨三年六月二十六日、永福門院の御如法經供養に關する御日記を拜見すれば明かである。即ち、人民の煩ひを省くことを理由として御如法經供養を停止したことを批難せられて凡そ善根に於ては、更に人民の煩ひと成らざる是れ最上の事なり。佛教の道理は更らに外に求むべからず。治國養民は是れ利利居士の懺悔なり。何ぞ別に佛事を修すべけんや。太だ以つて理事に當らざるなり。而して、人情大義を知らざるの間、王法の外に別に佛事を修す、是れ又近代の弊風なり。予に於ては本より心外に佛法を求めざるの間、強ち如法經を待つべからず。行法の記文の如きは「佛性を覺るを以つて莊嚴懺悔となす。これ法華三昧の大意なり。」と仰せられ、明かに禪的自覺の御立場から御批判あらせられてゐることは、從來の教相者的佛教理解とその類を異にするものとして、われわれの注意すべき點であらうと思はれる。更にその御言葉は續く。「先に世法と云ひ。佛理と云ひ、二事あるべからざるなり。法華に云はく、治世語皆正法に順ず云々と。此の意は殊に王者の存すべき事なり。中古以來、造寺を以つて本となす。佛寺の義、美麗を先となす。太だ以つて佛法に背くことな

り。梁の武帝は寺を造り、達磨に功德ありやと問ふ。大師答へて云はく、無功德云々と。此の一段は今の所論に非ざるも、太だ以つて深意あり。尤も此の意を覺得せば、始めて佛事を修するを許すべきのみ。」と。かくの如く、佛法の現實的把握の立場に立たれ、武帝達磨の問答に即して、「無功德」の自覺の上に佛法の理解を強調されてゐることは、上皇の禪への御造詣のほどを遺憾なく露呈されてゐるものと云ふべきであらう。

2

花園法皇時代の一般社會情勢が如何なるものであつたかは、種々の史料から推察されるところであるが、その興味あるものの一つとして、京の二條河原にかゝげられたといふ作者不明の落書を見出すことが出来る。

「此比都ニハヤル物、夜討、強盜、謀綸旨、

召人、早馬、虚騒動、生頸、還俗、自由出家、

俄大名、迷堵、恩賞、虚軍、

本領ハナルル訴訟人、文書入レタル細葛、

追従、讒人、禪律僧、下克上スル成出者、

器用ノ堪否沙汰モナク、モルル人ナキ決斷所、

キツケヌ冠、上ノキヌ、持モナラハヌ笈持テ、
内裏マシハリ珍シヤ、賢者カホナル傳奏ハ、
我モくトミユレトモ、巧ナリケル詐ハ、
ヲロカナルニヤヲトルラム、爲中美物ニアキミチテ、
マナ板烏帽子ユカメツツ、氣色メキタル京侍、
タソカレ時ニ成ヌレハ、ウカレテアリク色好、
イクソハクソヤ數不知、内裏ヲカミト名付タル、
人ノ妻輒ノウカレメハ、ヨソノミルメモ心地アシ、
尾羽ヲレユカムエセ小鷹、手コトニ誰モスエタレト、
鳥トルコトハ更ニナシ、鉛作ノオホ刀、
太刀ヨリオホキニコシラヘテ、前サカリニソ指ホラス、
ハサラ扇ノ五骨、ヒロコシ、ヤセ馬、薄小袖、
日錢ノ質ノ古具足、關東武士ノカコ出仕、
下衆、上臈ノキハモナク、大口ニキル美精好、鎧、
直垂、猶不捨、弓モ引エヌ犬追物、

落馬、矢數ニマサリタリ、誰ヲ師匠トナケレトモ、
遍ハヤル小笠懸、事新キ風情ナリ、

京鎌倉ヲコキマセテ、一座ソロハヌエセ連歌、
在々所々ノ歌連歌、黠者ニナラヌ人ソナキ、

譜第、非成ノ差別ナク、自由狼籍ノ世界也、

犬田樂ハ關東ノ、ホロフル物ト云ナカラ、

田樂ハナヲハヤル也、茶、香、十炷ノ寄合モ、

鎌倉釣ニ有鹿ト、都ハイトト倍增ス、

町コトニ立篝屋ハ、荒涼五間、板三枚、

幕引マワス役所鞆、其數シラヌ滿ニタリ、

諸人ノ敷地不定、半作ノ家は多シ、

去年火災ノ空地共、クワ福ニコソナリニケレ、

適ノコル家々ハ、點定セラレテ置去リヌ、

非職ノ兵仗ハヤリツツ、路次ノ禮儀、辻々ハナシ、

花山桃林サヒシクテ、牛馬華洛ニ遍滿ス、

四夷ヲシツメシ鎌倉ノ、右大將家ノ掟ヨリ、

只品有シ武士モミナ、ナメンタラニソ今ハナル、

朝ニ牛馬ヲ飼ナカラ、夕ニ變スル功臣ハ、

左右ニオヨハヌ事ソカシ、サセル忠功ナケレトモ、

過分ノ昇進スルモアリ、定テ損ソアルラント、

仰テ信ヲトルハカリ、天下一統メツラシキ、

御代ニ生レテサマ／＼ノ、事ヲミキクソ不思議共、

京童ノ口スサミ、十分一ヲモラスナリ」(大日本史料、第六編之一)

なかなか辛辣をきはめてゐる。そこには、一つのニュース的表現として免れない誇大化があるにしても、勿論そのすべてが虚誕として斥けられなければならない理由も見當らない。恩賞の錯覽綸旨の翻覆、及び功臣の跳梁、風俗の奢媠等、いつの時代にも、その底に澱んでゐる人間生活の赤裸々な姿態が、まぎ／＼と具體的にとらへられてゐるところに、限りなき興味を感ぜしめられるのである。それなればこそ、建武式目のうちに云ふ、

一、可被行儉約事、

近日號婆佐羅、專好過差、綾羅錦繡、精好銀劍、風流服飾無不驚目、頗可謂物狂歎、富者彌誇之

貧者恥不及、俗之凋弊無甚於此、尤可有嚴制乎、

一、可被制群飲佚遊事、

如格條者、嚴制殊重、剩耽好女之色、及博奕之業、此外又或號茶寄合、或稱連歌會、及莫大賭、其費難勝計者乎、

一、可被鎮狼藉事、

晝打入、夜強盜、所々之屠殺、辻々之引剝、叫喚更無斷絶、尤可有警固之御沙汰乎、

一、可被止私宅點定事、

勵脆弱之微力構造之私宅、忽被點定、又被壞取之間、無所隱身、則令浮浪、終失活計、尤不便之次第也、

一、京中空地可被返本主事、

如當時者、京中過半爲空地、早被返本主、可被許造作哉、云々

一、可被止權貴并女性禪律僧口入事、

これは、全文十七箇條のうち數ヶ條にすぎない。建武式目は、人も知るやうに、建武三年、足利尊氏が二階堂是圓、僧玄惠及び元鎌倉幕府の評定衆であつた少貳頼尙等に、幕府の所在地及び政務の方針について諮問したのに對する答申意見書であつて、尊氏はこれをその施政の基準としたの

で、一種の法典とも見なるべきものであるが、これだけでも、當時一般社會の情勢を充分に窺知することが出来る。まだある。

楸梧風冷海城秋 燹火煙消灰未收

遊妓不知亡國事 聲々奏曲泛蘭舟 (東海一漚集二)

博多より上京の途上、作者の眼に映じたる元弘の亂後の一スナップである。淫逸の風は地方に充ちてゐた。太平記の作者は嘆く、

「曆應改元ノ比ヨリ、兵革暫ク鎮リ、天下無爲ニ屬ストイヘトモ、京中ノ貴賤ハ尙窮困ノ愁ニ嬰レリ、其故ハ狼戾セシカハ、朝儀悉廢絶シテ、改道サナカラ塗炭ニ墮ニケル、夫天子ハ必萬機ノ政ヲ行ヒ、四海ヲ治給フモノナリ、其年中行事ト申ハ、……是等ハ皆代々ノ聖主賢君、天ニ受、地ニ奉シ、世ヲ鎮メ、國ヲ治ムル樞機ナレハ、一度モ斷絶スヘカラサル事ナレトモ、近年ハ天下ノ鬪亂ニ依テ、一事モ行ハレス、サレハ佛法モ神道モ朝儀モ節會モナキ世ト成ケルコソ淺マシケレ、」(廿四、朝儀中行事事)

まさしく、わが中世は政治的暗黒の時代であつた。武人の公家横領、朝儀の不振、世は蕩々として武家の軍鞋下に踏みにじられた。とかく、權勢あるところに一世の流れは傾く。

「洛中武士等、出行則飾綾羅鏤金銀、稱之曰時勢粧、俗曰娑娑羅見公家之徒、則嘲笑指之、稱所領乞食、

公家少年等慙之、其衣色烏帽刀囊等、倣武士様、伴爲坂東聲、欲混武士也、武士富強、而公家日貧窮、不能務職、故朝儀殆絶、帝憂之……」(續本朝通鑑 百三十一後醍醐天皇 十五光明天皇)

公家の武家化である。見識ある公家には、武家を所領乞食と嘲笑するだけの時代的反省の餘地があつた。しかし、公家のうちでも、その青少年たちには、それが出来なかつた。衣服の色彩、烏帽子、刀囊までも武士の流行に追隨し、會話のアクセントにも、坂東聲を織り込まうとした彼等青少年公家たちのうちに、われわれは、時代の波の大きな投影を見ることが出来る。

3

當時のわが佛教界に於て、歴史面に新しく擡頭してきた禪宗が、古い傳統をもつ佛教徒側から、如何なる態度をもつて遇せられたかを知ることが、つねに、「古きもの」に對する「新しきもの」のもつ、また花園法皇の禪宗御歸依のもつ歴史的意義を自覺することに役立つものと思はれる。その代表的なる事件は、所謂、山門の嗷訴である。南朝廷元四年(北朝曆應二年)八月十六日、後醍醐天皇吉野に崩じ給ふや、その十月、光嚴上皇は尊氏、直義の奏請によつて、龜山殿を禪刹となし、後醍醐天皇の御冥福を資け、夢窓疎石を開山として、龜山曆應資聖禪寺の寺號を賜つたのである。後醍醐天皇の崩御は、何といつても大きな打撃を國民にあたへた。後醍醐天皇が御心を佛法によせられしことについては、北畠親房の神皇正統記に次の如くいふ。

「あまつさへ、もろくの道をこのみしらせ給ことありがたき程の御ことなりけんかし。佛法にも御心ざしふかくて、むねと眞言をならはせ給。はじめは法皇にうけましましたけるが、後に前大僧正禪助に許可までうけ給けるとぞ。天子灌頂の例は唐朝にもみえはべり。本朝にも清和の御門、禁中にて慈覺大師に灌頂をおこなはる。主上をはじめ奉りて、忠仁公などもうけられたる、これは結縁の灌頂とぞ申める。此度はまことの授職とおぼしめしにや。されど、猶許可にさだまりにきとぞそれならず、又諸流をもうけさせ給。又諸宗をもすてたまはず、本朝異朝禪門の僧徒までも内にめしてとぶらはせ給き。すべて和漢の道にかね、あきらかなる御ことは中比よりの代々にはこえさせまし／＼けるにや。」(岩波文庫本による。)

當時、永い傳統をもつ台密の佛教に對しては、禪は今日この頃の新參者にすぎなかつた。取るに足らぬ馳け出しであつた。親房が「本朝異朝禪門の僧徒までも」と云つたのは、まことに當然な表現の仕方であつたのであらう。あれほどに、天皇をお苦め申しあげた尊氏、直義も、流石に天皇崩御の報を耳にしては「哀傷」の念禁じがたきものがあつた。しかも、その哀傷は「恐怖」に根ざしたる哀傷であつた。それは怨靈に對する恐怖である。この怨靈恐怖の一念が、やがて天龍寺創剎となつて現れたのである。曆應資聖禪寺造營記にいふ、

「後醍醐院號吉野新院曆應二年八月十六日崩御事、同十八日未時自南都馳申之、虛實猶未分明、有種々

異説、終實也、諸人周章、柳營武衛兩將軍、哀傷、恐怖甚深也、仍七々御忌慰懃也、御佛事 記別在且爲報

恩謝德、且爲怨靈納受也、新建立蘭若、可資彼御菩提之旨發願云々、」(大日本史料第六編)

尊氏直義は、後醍醐天皇の怨靈の御仕業を恐怖したのである。

「夢窓國師、左兵衛督ニ申サレケルハ、近年天下ノ様ヲ見候ニ、人カヲ以テ爭カ天災ヲ除ヘク候、何様是ハ吉野ノ先帝崩御ノ時、様々ノ惡相ヲ現シマシマシ候ケルト、其神靈御憤深クシテ、國土ニ災ヲ下シ禍ヲ成サレ候ト存候、去六月二十四日ノ夜ノ夢ニ、吉野ノ上皇鳳輦ニ召テ、龜山ノ行宮ニ入御マシマスト見テ候シカ、幾程ナクテ仙去候、又其ノ後時々金龍ニ駕シテ、大井河ノ畔ニ逍遙シオハシマス、西郊ノ靈跡ハ、檀林皇后ノ舊記ニ任セ、謂レアル由區々ニ候、哀レ然ルヘキ伽藍一所御建立候テ、彼ノ御菩提ヲ吊ヒ進ラセラレ候ハハ、天下ナトカ鎮ラテ候ヘキ、菅原ノ聖廟ニ贈爵ヲ奉リ、宇治、惡左府ニ官位ヲ贈リ、讚岐院隱岐院ニ尊號ヲ諡奉リ、仙宮ヲ帝都ニ遷シ進ラセラレシカハ、怨靈皆靜リテ、却テ鎮護ノ神ト成ヒ給ヒ候シ者ヲト申サレシカハ、將軍モ左兵衛督モ此議尤トソ甘心セラレケル、サラハ頓テ夢窓國師ヲ開山トシテ、一寺ヲ建立セラルヘシトテ、龜山殿ノ舊跡ヲ點シ、安藝周防ヲ料國ニ寄ラレ、天龍寺ヲソ作ラレケル。」(太平記廿四、天龍寺建立事。傍點筆者附加)。

それにしても、後醍醐天皇をあれ程までに苦め奉つた尊氏が、同年十一月二十六日、後醍醐天皇

百ヶ日の法會を等持院に營んだとき、彼が誦した願文中に、

「情願微質之鷹揚、起於先皇之鴻漸者乎、溫柔之教旨猶留耳底、攀慕之愁腸、難盡心端、恩惠無窮、報謝何疎」(金澤靈餘殘編坤 源尊氏願文の一節)

とその切々の真情を吐露してゐるのを見ると、尊氏が何故に後醍醐天皇に叛き奉つたかを、今更ながら疑はざるを得ない。(中村直勝氏著、南朝の研究二十三頁参照)

それはともかくとして、この天龍寺開山として、夢窓疎石を立たしめんとしたが、彼はこれを固辭してうけなかつた。この間の事情について、曆資聖禪寺造營記には、次の如くいふ、

「而猶可爲禪院之由、公儀治定之間、國師可有管領之由被定下之處、固辭、然而推而可申成勅裁之旨沙汰了、以御使行重付進事書於上卿按察使中納言藤原顯卿

折 紙

龜山殿事可擬禪院之旨、先日被仰下了、此上恐被下院宣於夢窓國師並武家、可致其沙汰由可申入乎、圓忠執筆

其後被下院宣云

龜山殿事、爲被資後醍醐院御菩提、以仙居改佛閣、早爲開山致管領、令專佛法之弘通、可奉祈先院之證果者、院宣如此、仍執達如件、

曆應二年十一月五日

按察使經顯奉

夢窓國師方丈」

これによつても明瞭であるやうに、一旦は固辭したものの、勅旨とあつては如何ともなしがたく遂に嚴命を奉じたのである。しかし、このことに關しては、相當有力者の間にも反對意見があつたもののやうで、世人の褒貶もまた區々たるものがあつた。同じく曆應資聖禪寺造營記にいふ。

「此間世人褒貶區也、就中堀川右大臣家已被出事書於武家、兵庫頭入道 明井執進如其狀旨趣者、代々皇居無雙名所也、難被顛倒之上、依近年之兵亂、人民窮困、營作之大功、不可然云々、諫言難默止之上武家不可自專之間、付進上卿執權 使者親秀 行重等也經奏聞不及勅許之由、被仰下之間、又興行、」

かくの如く、天龍寺造營に對する反對理由の第一は、代々の皇居たる無雙の名所（龜山殿）を禪院とすることの不可なること、第二には、永らくの兵亂に災せられて困窮せる人民を、その營作に使役することの不可なることにあつた。しかし、かゝる反對意見も、勅旨の前には影をひそめざるを得ない。工事は遂に着手された。その仕事始めには、尊氏自ら土を擔つて奉仕した。「初當開基址時、先公伯仲、自擔土者三次、」（空華日用工夫略集三）。造營費捻出のためには、天龍寺船の渡宋とまでなつた。かくして、七年の歳月を閲し、「靈龜山天龍資聖禪寺、九十八代光明院年號、曆應二年己卯朔營、同上其間七年、貞和六年乙酉、八月廿九日開堂」（和漢禪刹次第）、こゝに、貞

和元年八月二十九日を卜して、盛大なる落慶供養が行はれたのである。この時である——この落慶法皇に臨幸を奏請する旨を耳にした延暦寺衆徒が、猛烈なる反對運動を起したのは。これ即ち、山門の嗾訴である。

4

こゝに於てか、叡山の衆徒等、憤怨やるかたなく、わが佛教史上に一大汚點をのこす如き態度にいでたのである。即ち天龍寺を破毀し、夢窓疎石を罪せられんことを要請してやまず、これに對して、光嚴上皇は、旨を天台座主承胤法親王に傳へて彼等を諭さしめられたが、衆徒はこれに服せず、朝廷への嗾訴は、天龍寺落慶供養の前年末より、翌年八月まで實に數回にわたつて行はれたのである。今、われわれは、彼等の言を聞かなければならない。

「康永三年十二月廿七日

叡山本院衆會事書

告申大衆御中

就大會勅使可被經執奏事

右政道有横則山門加諫言、學侶含訴則朝家被優異者、不易之佳例、有道之善也、此偏依醫王山王護鳳闕安泰、一乘上乘致禪徒習學故也、於茲頃年以降、禪念而宗充滿洛中、異類異形徘徊路頭、亡國之因緣、放埒之至極也、剩夢窓法師構龜山皇居於禪堂、卜聖王覽跡於莊室、希代之狼藉、奇

恠之所行也、山門爭不加炳誠乎、結句過帳之餘、以自所之草庵、申成勅願寺、爲遂供養、可奉勸臨幸云々、事實者朝代之楚忽、山門鬱陶也、急速於彼夢窓法師者、任申請被放遠島、勵圓宗之再興、爲抽御願忠節、所告申如件、

康永三年十二月日

(三千院文書三)

天龍寺疎石排擊の火蓋は切られた。山門大衆への檄は飛んだ。彼等は云はゞ、當時に於ける政道監視をもつて自ら任じてゐた。それなればこそ、右の文の冒頭に「右政道有横則山門加諫言、學侶含訴則朝家被優異者、不易之佳例、有道之善政也」と言ひ得たのである。この檄兀不遜なる山門衆徒の對朝家態度を知るとき、われわれは遺憾ながら、如何なる辯疏をもし得ないことを悲しむものである。「禪念兩宗充滿洛中、異類異形徘徊路頭」と、當時の新興佛教たる禪と念佛に對する反感は、形容の限りをつくした表現となつて、われわれの前に示されてゐる。彼等の要求するところは、遂に、急速なる夢窓疎石の遠島流罪となつて迫るのである。さらに彼等の主張を聽かう――。

「康永四年六月廿九日政所集會議曰、

早可被相觸西塔院

右就神明之加護、屬天下之靜謐、依佛法之威力、有政道之吉凶、政道若有横、衆徒含愁訴、國土不穩、萬民抱憂惱、正之有賞罰者、有道之賢者也、護之添天命者、我山之佛神也、而此比異類形

之輩洛中充滿、非道魔解之夢窓法師邪法興行、此之條言語道斷之珍事也、不可不罰者歟、結句邊頂之餘、以國聖主先帝之靈跡、稱自所住之禪堂、自由狼藉之至、王法衰微之因緣也、剩如風聞者以乞食法師之栖、稱勸願寺、可奉勸天子之臨幸之由其聞有之、爲實事者比與不思議之至、更非所及言語、王法佛法之滅期、只有此時、所詮於夢窓法師者處刑罰、於禪堂者不廻時刻、仰犬神人被破却之旨、就來月三日早成三塔之群議、急速可有其沙汰之由衆議畢、(山門訴申天龍寺供養事 康永四年)

われわれは、右の文中から、現代日本佛教徒の現實の問題として再反省を迫られる課題を發見することが出来ると思ふ。それは何であらうか。王法と佛法との關係問題である。換言すれば、國家と佛教とのそれである。右文中その冒頭に「依佛法之威力、有政道之吉凶」と斷言されてゐる如き又は「護之添天命者、我山之佛神也」といひ、更に「王法衰微之因緣也」、「王法佛法之滅期、只有此時」といふが如き言は、今日の國體明徴による國民的自覺より見るとき、斷じて許されざる反國體的言説といふべく、斯かる言説は只單に過去の文書中のみ發見されるものなりとして問題を過去にとどめ、それがために現代の問題を見落す如きことがあつてはならないといふことを痛感する次第である。過去の佛教史にあらはれたる、斯かる對國家態度を今さら責めんとするものではない。問題は現在と未來とにある。而して、その問題を如何に解決すべきかに關しては、眞面目な國民的自覺から再検討すべきであるといふにとどめておく。われわれは、さらに煩をいとはず彼等の

言を聴かなければならない。

「告申 衆徒御中

天龍寺急速可有破却事

右延曆聖主遷平安城、高祖大師闢比叡山以降、法燈普曜九野、帝道遠及萬年、鎮護國家之秘術、海内靜謐之懇祈、偏酬當山之護持者哉、爰當御代有御歸依達磨宗、點龜山皇居、被建天龍寺、爲嚴重勅願可有供養儀云々、亡國之瑞兆、大教之凌夷、何事如之哉、凡教外別傳之禪法者、四教三觀之怨敵也、不立文字之宗風、豈非三密四曼之違文哉、就中宋朝此宗興盛而蒙古忽奪國、日域禪宗繁昌而法滅定在近歟、急速被經奏達、於天龍寺仰大神人令破却之、於疎石法師者可被處不返之遠流者也、是全非名聞更非利養、且奉祈帝運、且爲繼法命、所告申如件

康永四年七月三日」

(康永四年山門申狀

帝國圖書館本)

その調子には、依然として變りがない。「亡國之瑞兆」などの不隠な文字が見られる。禪宗排撃の理由として擧げるところ、「凡教外別傳之禪法者、四教三觀之怨敵也」であつたり、「不立文字之宗風、豈非三密四曼之違文哉」であつたり、「宋朝此宗興盛而蒙古忽奪國」との歴史觀の假定のもとに、「日域禪宗繁昌而法滅定在近歟」とするなど、何れも採るに足らない獨斷論の連續である

そのあとへ、「是全非名聞更非利養」と附加してゐるのは、正に蝮蛇的辯解に近き感がある。彼等の申狀はこれに盡きない。そして、排撃の鋒はますます尖鋭化されてゆく。

「延暦寺三千大衆法師等誠惶誠恐謹言、

請特蒙天裁、因准先例、被停廢疎石法師邪法、追放其身遠島、至天龍寺者止供養儀則、恢弘顯密兩宗教迹、彌致國家護持精祈狀、右謹考案内、直躡諸宗之最頂、扶護百王之聖躬、唯天台顯密法而已也、仰之彌高、誰攀一實圓頓之月、鑽之彌堅、曷折四曼相即之花、是以累代之德化、忝比敷運於當山、諸刹之興基、多寄稱號於末寺、若夫順則不妨、建仁之儀在前、逆則不得、嘉元之例在後、今如疎石法師行迹者、食柱蠹虫射人含沙也、亡國之先兆、大教之陵夷、莫甚於此、何以道諸纒叩其端暗舉西來之宗旨、悉破東漸之佛法、守之者蒙瓮向壁、信之者緘石爲金、其愚如斯矣、加旃移皇居之遺基、爲人處之棲界、何不傷之哉、三朝禮儀之明堂云捐爲野于擎尸之地、八宗論談之梵席永絕、替鬼神暢舌之聲、笑間彼行藏何所似、譬猶調達萃衆而落邪路、提羅貪供而開利門、嗚呼人家漸爲寺、古賢悲而誠之、矧於皇居哉、聞說巖栖澗飲、大忘人世、道人之幽趣也、疎石獨背之、山櫛藻跡、自安居所、俗士之奢侈也、疎石尙過之、韓光掩門、何異踰墻之人、垂手入塵、宛同執鞭之士、天下言之嗽口、山上聽之洗耳之處、剩今儼臨幸之粧、將刷供養之儀、回茲三千學侶忽爲雷同、一紙表奏累驚天聽、於是有勅答云、

天龍寺供養事、非嚴重勅願寺准據、當寺奉爲後醍醐院別被建立了、而彼御追善御佛事、武家申行之間、爲御聽聞密々可有臨幸歟之由、所有其沙汰也、山門訴申何篇哉云々、

就綸宣訪往事、捨元務末、非明王之至德、輕正重邪、豈佛意之所歸、而今九院荒廢而舊苔踈補侵露之隙、五堂回祿而彫木未廻成風之斧、吾君何閑天子本命之道場、被輿犢牛前身之僧界、倚哉世在淳朴四華敷台嶺、悼乎時及澆薄五葉爲叢林、正法邪法興廢粲然而可觀之、倩看佛法滅盡經文、我滅盡期、五濁惡世、魔作沙門、壞亂吾道、但貪財物、積集不散、誠矣斯言、今踈石是也、望請天裁急斷葛藤、於天龍寺者、須令削勅願之號、停勅會之儀、流刑踈石、撤却彼寺、若然者法性常住之燈長挑、而耀後五百歲之闇、皇化照臨之日自暖、而麗春三二月之天矣、不耐懇歎之至、衆徒等誠惶誠恐謹言

康永四年七月日

三千大衆法師等上

踈石流刑の要請は撤回されない。そして、とどまることを知らぬ彼等の驕傲なる言説は、いよいよその無軌道ぶりを露はにする。見よ、その綸宣に對する批判的態度を。「就綸宣訪往事、捨元務末、非明王之至德」とは、そも何たる暴言であらうか。「吾君何閑天子本命之道場、被輿犢牛前身之僧界」との詰問的言辭といひ、更に「一紙表奏累驚天聽」と、自ら放言するに至つては、もはや言語道斷、その罪過彌天なりといはなければならぬ。まことに、日本佛教史上の重大なる一汚點

といふべきであらう。さらに、七月廿日附の山門衆徒院參申詞を見るならば、

〔前略〕又不可有擁護之法驗、然者關東先代之滅亡、前鑑不遠、後車盍誠、就中後嵯峨院皇統兩御流之間、龜山院御宇多院先朝此三代、禪法御歸化異于他、如今者其御子孫之繼體如何、而御深草院伏見院後伏見院兩三代間、禪法御歸依段、曾以不承及、偏若稽曩聖王之嘉躅、專敬禮大師先德之誓約、崇顯密之佛法、備朝家之護持御之間、聖運自昌、德化彌新之處、近年俄弁古風、粗有禪法御歸重之形、冥慮難測云々〕（康永四年山門申狀）

と述べ、鎌倉幕府の滅亡をもつて、禪宗信仰によれりとし、前鑑遠からず後車盍んぞ誠めざると暗にその滅亡の期あらんことを示唆し、あまつさへ、「如今者其御子孫之繼體如何」、「冥慮難測」といふに至つては、これまた不穩至極といはなければならない。さればこそ、當時京都にあつて、久しく大臣の要位を占め、朝廷の典故に通ずる博學多識の人として有名な藤原公賢も、その日記「園太曆」にいふ、

山門衆徒陣參事可被仰武家之由事、

「七月廿二日天晴、坊城前宰相傳勅定云、山門訴訟事、一昨日衆徒陣參申詞、只今可被遣武家、而此申詞以外枝葉多歟、然而公家非可被用捨歟、此上被遣武家之條、可爲何様哉云々者、非奏狀山徒參上申詞也、惡口過言雖不能左右、不可及取捨哉之由申了、朝家無元老有識之仁、武家又不

能輔導之趣、及數枚書之、不足言事也」(園太曆五)

公賢の記する通り、彼等の申詞の内容は「以外枝葉多歎」であるし、「惡口過言」左右し能はざるものであつた。しかも「數枚に、及んで書かれた」それらの申詞も、所詮は「不足言事也」と、軽く片づけられるべきものに過ぎないのかも知れない。しかし、われわれは、公賢と共に「不足言事也」として、簡單に見逃がすわけには行かないこと、既に論じてきた如くである。

5

天龍寺落慶供養の日は近づいた。山門衆徒の猛反對運動は、いよいよ最後のあがきを見せてくる。康永四年八月三日附、政所集會議の訴申にいふ、

「(前略) 踈石争免萬人之謗難哉、情見頃年以來、禪宗徒之風儀、所翫者莊老外教、以無爲極、所修者胸臆邪念、以心爲師、學至德逍遙之風、詠詩展志、追死灰枯木之跡、結項善性、經論聖教雖溢藏納篋、無人披閱、只假名於佛子、卜居於叢林、費於世財、貪於國寶、聚頭而談人上、竝肩而與睡眠、是偏爲附佛法之外道、將又非國賊、何況於踈石、(中略)、不辨國費、不顧人煩、四海之悲、八埏之歎、當時專在踈石者歎、已爲法滅之妖恠、時代之妖恠、(下略)」

山門衆徒の踈石への憎惡は、遂に彼に呈するに「國賊」の稱呼をもつてするに至つた。數年前、わが教界論壇をさがした村松某の夢窓國師國賊論の如きも、こゝにその濫觴を見出すことが出來

るわけである。「竝肩而與睡眠、是偏爲附佛法之外道、將又非國賊、何況於踈石」と、正面攻撃の矢面に立たされた彼れは、これに對して如何なる態度をとつたであらうか。彼れのバックには朝家武家の信仰支持あり、些かも取り亂すことなく、納まつてゐたことは勿論であり、僅かに左の如き頌を作つてそれに酬ひたと傳へられてゐる。

法弱魔強供養成 檀那外護出常情

龜山背上天龍睡 猿狙三千叫不驚

そこで、その結果は何うであつたか。われわれは又しても、太平記の作者をして語らしめたいと思ふ。

「次ノ日、日躰テ山門ノ奏狀ヲ武家ヘ下サレ、計ヒ申ヘキ由仰下サレシカハ、將軍左兵衛督諸共ニ、山門奏狀ヲ披見シテ、是ハソモ何事ソ、寺ヲ建僧ヲ尊フトテ、山門ノ所領ヲモ妨ケス、衆徒ノ煩ニモナラス、適公家武家、佛法ニ歸シテ大善事ヲ修セハ、方袍圓頂ノ身トシテハ、共ニ悅フヘキ事ニコソアルニ、障礙ヲ成ントスル條、返々不思議ナリ、所詮神輿入洛アラハ、兵ヲ相遣シテ妨ヘシ、路次ニ振棄奉ラハ、京中ニアル山法師ノ土藏ヲ黜シ、造替サセンニ、何ノ痛カ有ヘキ、非據ノ嗾訴ヲ棄置シ、嚴重ノ供養ヲ遂ラルヘシト、奏聞ヲソ經ラレケル、武家如此申沙汰スル上ハ、公家何ソ異議ニ及ヘキトテ、既ニ事嚴重ナリシカハ、列參セシ大衆、徒ニ款狀ヲ公庭ニ棄ラレテ、面目ヲ先

ヒ登山ス」(太平記、二十四
依山門嗷訴公卿會議事)

かくして、八月二十九日、天龍寺供養は盛大に取り行はれ、勅使院使之に臨み、尊氏直義も至候した。その翌三十日には光嚴上皇の御臨幸あり、滞りなくその盛儀は圓成されたのである。「卅日天晴、今朝上皇臨幸天龍寺、昨日供養俄爲御結縁欲臨幸之處、山門及嗷訴之間、種々被經沙汰、被止昨日御幸、今日別被行法會有宸臨云々」(園太曆五)と、公賢はその間の事情をその日記に録してゐる。こゝに、天龍寺開堂供養に臨んで、夢窓疎石の唱へし拈香法語には、當時の南北兩朝の政權争ひの現状に對する彼れの宗教的批判を見ることが出来る。

「(前略)妙性圓明離諸名相、本來無有世界衆生、此是如來不欺之語也、既無世界、安有興亡治亂之爲變乎、亦無衆生、寧容彼我冤親於其間哉、(中略)釋其天災之來曆、出乎世運之否屯、所謂否屯不從外來、此乃積劫業債之使然也、業債因由亦非佗作、只是一念無明之所感也、(中略)或争國祚、或誅叛逆、其中一負一勝、只是增業增冤而已、(中略)戰陣傷亡幽魂、親疎齊蒙巨益昏衢迷倒含議、貴賤同入圓明、(中略)

復說偈云、……………

人天鬼畜諸羣品　　貴賤冤親共一家
寂滅性中無對待　　安有業債互相酬

人人同入光明藏 刹刹恢開無礙門

(夢窓國師語錄_下年譜)

現實の政治的鬭争を眼前に見て、朝家武家の歸依の下にあつた彼れとしては、かゝる宗教的批判以外には如何なる批判をもなし得なかつたであらうし、又そうすることが、彼れとしての本來的使命でもあつたのであらう。以上、われわれは、天龍寺夢窓疎石に對する、山門嗾訴のあとを辿つて當時に於ける既成佛敎々團の、新興禪敎團に對する迫害のあとを見て來たのであるが、このことか
らして、われわれは、當時佛敎界に於ける禪佛敎が、潑刺たる生命をもつた新鮮な泉として、指導者たちの絶對的支持の上におかれてゐたことを教へられた。そして山門嗾訴の事實を押しきつてまで執り行はれた天龍寺落慶法要は、まさに天下の壯觀であつた。藤原公賢はいふ、「八月廿九日天晴、抑今日天龍寺供養也、武將兩人行向、天下之壯觀云々」(園太曆五)と。勅使日野中納言資明卿、院使高右衛門佐泰成、御導師夢窓國師、多くの高僧たちがその席に列してゐる。

請 僧 十 口

南禪寺長老智明

建仁寺長老友梅

東福寺長老一榮

萬壽寺長老友松

眞如寺長老印元

安國寺長老至孝

臨川寺長老老志玄

崇福寺長老惠聰

清見寺長老智琢

本寺首座士昭

(園太曆五)

この請僧十口のうちには妙心寺慧玄の名が見當らない。そればかりではない。八月二十九日の天龍寺落慶法要の前日には、花園法皇の萩原殿より御出京の事實があるにもかゝはらず(「八月廿八日天晴、今日法皇御出京、暫可爲御所云々」(園太曆五)、この落慶法要には何等の御かゝはりをも持たせられなかつた。これは何を物語るものであらうか。われわれは、この事實に對して、この歳を遡ること二十年、即ち正中二年(夢窓疎石鎌倉より上洛の歳なり)十月二日の「花園院天皇宸記」裏書の中に、その謎を解く鍵を發見することが出来るやうな氣がしてならない。即ち、

「今日謁宗峯上人禪林寺長老。々々參内裏御問答之體語之。日來有道者之聞。仍所被召也。而如此問答者。都未出教綱。達磨一宗掃地而盡。可悲々々。此趣密々所語也。此仁已爲關東歸依之僧仍不可事等可隱密之由。有時宜歎。仍此上人不可□外之由示之。予債思之。當今有佛法興隆之叡慮之由風聞。而依東方之形勢。還被隱密如何々々。以此仁被用宗門之長志者。即是滅胡種族。不可不悲歎。」

この真相は、これ以上に探ることを許されない。禪林寺長老とは、後醍醐天皇の勅によつて南禪

寺住持となつた夢窓疎石その人に外ならない。内裏に於ける妙超と疎石との對面、そして、その印象を「而如此問答者。都未出教綱。達磨一宗掃地而盡。可悲々々。」と語つた妙超。この妙超の言を通して抱懷せられし花園法皇の疎石觀。その結果が何のやうな事態に立ち至つたであらうかは、もはや語らずして自明のことであらうと思ふ。そこで花園法皇と夢窓疎石との關係は、遺憾ながら斯かる實情の下におかれてゐたものと察せざるを得ないのである。

結 び

花園上皇は、建武二年（一九九五）十一月二十二日をもつて遂に法皇とならせられた。上皇の家遁世の御念慮は、既に文保三年（一九七九）頃よりその表面にあらはれてゐるので、「正月廿日丙子。兩脚雖休雲雷未散。自去夜脚氣頗更發。及今日彌增氣。殊自去年夏比以來脚氣增氣。此兩三年雖未見其加療治驗。多年持病也。凡身多病氣。性稟意閑。自幼少之昔雖有隱居之素意。未遂蓄懷遺恨之深何事如之哉。氣力太弱。定爲短命之身歟間。心中常雖思學佛法。事與心參差。人間之習尤可難。須遂素懷。然而不能忽遁世。至愚之情歎而有餘。（中略）出家之志逐年雖深。徒被引世事。自雖生懺愧。其心不能遂之。……是併無道心之至也。可悲々々。佛天之照覽欲何爲。終日徒然無成事之餘。述心中之蓄懷也。」文保三年正月廿日の條）あるが、多年の御素志を果たされる時が遂に來たことは、決して順調なる結果ではなかつた。それは何であらうか。建武二年六月十七日、上皇

の御身邊に降りかゝつた政治的陰謀發覺の事件である。同夜、二條師基、千種忠顯の率ゆる一隊は持明院殿に在りし後伏見法皇、花園、光嚴兩上皇を襲ひ、これを京極殿へ幽閉し奉つたのである。これに關聯して、同月二十二日には、西園寺公宗、日野資名、同氏光、橋本俊季、三善文衡、中原清景等の面々が召捕られ、二十六日には早くも「奉太上天皇旨、謀危國家」との罪狀が公にされた。この事件は、花園上皇の年來の御素願たる出家遁世の念ひに、最後の御決心を加へられしもの如く、十月二十三日には、その御領地をも御甥たる光嚴上皇に御譲りあり、全く人の世の煩らひを餘處に、光風霽月の風光を娛まれる御身となられたのである。かくて翌十一月二十二日、寶算三十九歳、惠鎮上人を戒師として御祝髮、名も遍行と改められて、法皇の御生活に入らせられたのである。かくして、遂に、「二十年來辛苦人、迎春不換舊風烟、著衣喫飯恁麼去、大地何曾有一塵」の大悟徹底を得られた花園法皇の禪的御生涯にも、その時代的背景には歴史の紐がかたく結ばれてゐたのである。

〔花園法皇と禪〕——特にその時代的背景——として纏めたるも、忙中のこととて舊稿加筆の程度にすぎず、不備の點は今後の訂正に俟つとする。讀者各位の御寛恕を乞ふ所以である。）